

歯科材料 09 歯科用研削材料
一般医療機器 歯科用研削器材(70908000)
スマートシェイピングバー

*【形状・構造及び原理等】

(1) 材質

- ①作業部 : ジルコニア
- ②軸部 : ステンレス

(2) 形状、構造



* (3) 種類

本品は以下の9種類からなる。

スマートシェイピングバー	ファイン(細)
	ミディアム(標準)
	コース(粗)
スマートシェイピングバー ブラック	ファイン(細)
	ミディアム(標準)
	コース(粗)
スマートシェイピングバー Sタイプ	ファイン(細)
	ミディアム(標準)
	コース(粗)

* (4) 寸法

・スマートシェイピングバー、スマートシェイピングバー ブラック

全長	52.6mm
作業部長さ	14.5mm
作業部最大直径	6.0mm
軸部直径	2.35mm

・スマートシェイピングバー Sタイプ

全長	52.5mm
作業部長さ	14.5mm
作業部最大直径	4.4mm
軸部直径	2.35mm

【使用目的又は効果】

補綴物等の研削に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。

【使用方法等】

歯科用駆動装置及びハンドピース又は歯科技工用回転機器に装着し、回転させて、断続的に被研削物に押し付けて研削を行う。

最大回転数: 35,000rpm

【使用上の注意】

1) 使用上の注意

- ① 本材をハンドピース(タービン)等の器具に取り付ける際は、メーカーの指定に従ってシャンクを確実に奥まで挿入し、半チャックでないことを確認すること。
- ② 使用前に予備回転を行い、振れがないことを確認すること。
- ③ 指定の回転数を超えて使用しないこと。
- ④ 本材を用いて歯科技工物の研磨/研削作業等を行う際には、粉塵による人体への影響を避けるために、保護めがね、局所吸塵装置、公的機関が認可した防塵マスク等を使用すること。
- ⑤ 無理な角度、過度圧力での使用は避けること。
- ⑥ 損傷、変形(サビ、表面キズ、曲がり、汚染)等のあるものは使用しないこと。
- ⑦ 本材使用前、使用中に不具合が生じた場合は、使用を中止すること。

2) 重要な基本的注意

- ① 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状のある術者は、手袋などを用いて直接本材に触れないようにすること。
- ② 本材に対して発疹、湿疹、発赤、潰瘍、腫脹、かゆみ、しびれ等の過敏症状があらわれた場合には、使用を中止し、医師の診断を受けること。

【保管方法及び有効期間等】

[保管方法]

- ・ 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理すること。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者 : 山八歯材工業株式会社
電話番号 : 0533-57-7121
FAX番号 : 0533-57-1764
e-mail : box@yamahachi-dental.co.jp